

川西市上下水道事業告示第2号

川西都市計画下水道事業受益者負担に関する
令和8年度賦課対象区域の決定について

川西都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和48年川西市条例第23号）第8条の規定に基づき、令和8年度に負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

なお、その関係図書は、本市上下水道局経営企画課において、告示の日から2週間（ただし、執務時間中）一般の縦覧に供する。

令和8年4月1日

川西市上下水道事業管理者
酒本 恭 聖

- 令和8年度中に管理者が特に公共下水道の使用許可をした区域。
（公共下水道特別使用許可申請を受け、許可を決定した区域）